

新	旧	備考
海外事業資金貸付（保証債務）保険 外貨建対応方式特約書 平成17年10月 1 日 05 - 制度 - 00050 沿革 （略） <u>平成26年 9 月24日 一部改正</u>	海外事業資金貸付（保証債務）保険 外貨建対応方式特約書 平成17年10月 1 日 05-制度-00050 沿 革 （略）	
（この特約書の対象） 第1条 この特約書は、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（<u>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00008</u>。以下「約款」という。）に基づき締結される保険契約（資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年3月22日 07 - 制度 - 00012）に規定する資源エネルギー総合保険B特約及び劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年6月21日 07 - 制度 - 00026）に規定する劣後ローン特約を付したものを除く。）であって、外貨建対応方式を採用する案件を対象とする。	（この特約書の対象） 第1条 この特約書は、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款」という。）に基づき締結される保険契約（「資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について」（平成19年3月22日 07 - 制度 - 00012）に規定する資源エネルギー総合保険B特約及び「劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について」（平成19年6月21日 07 - 制度 - 00026）に規定する劣後ローン特約を付したものを除く。）であって、外貨建対応方式を採用する案件を対象とする。	
（保険価額） 第2条 約款第31条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、借入金等（約款第2条第2号に規定するものをいう。）に基づく外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）別表第6（2）に掲げる外貨に限る。）で表示された保証債務（約款第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。）の額（二以上の時期に分割して保証債務を履行すべきときは、各時期において履行すべき当該保証債務の額）を保証契約の締結の日における邦貨換算率（1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に次の各号に定める値を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。 一 保証債務の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあっては2	（保険価額） 第2条 約款第31条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、借入金等（約款第2条第2号に規定するものをいう。）に基づく外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034）（以下「保険料率等規程」という。）別表第6（2）に掲げる外貨に限る。）で表示された保証債務（約款第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。）の額（二以上の時期に分割して保証債務を履行すべきときは、各時期において履行すべき当該保証債務の額）を保証契約の締結の日における邦貨換算率（1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に次の各号に定める値を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。 一 保証債務の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあっては2	

新	旧	備考
二 保証債務の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあつては3	二 保証債務の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあつては3	
第3条 ～ 第6条 （略）	第3条 ～ 第6条 （略）	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u>		